

職業安定組織の構成に関する条約 (ILO第88号条約) (抜粋)

(日本は1953年10月20日に批准)

第 一 条

- 1 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。
- 2 (略)

第 二 条

職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

第 三 条

- 1 その体系は、当該国の各地理的区域について十分な数であつて使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。
- 2 (略)

第 四 条

- 1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。
- 2 それらの取極においては、一又は二以上の中央の審議会並びに必要な場合には地方及び地区の審議会の設置を定めなければならない。
- 3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。

＜ハローワーク業務の地方移譲に関する外務省の意見＞

平成20年10月8日

1. ハローワーク業務の地方移譲の議論は、我が国の政策論としてそれが望ましいか否かという観点から行われるべきものであり、外務省としては、政策論に立ってILO第88号条約との整合性を論じることが必要と考えている。

2. その上で、都道府県への移譲とILO第88号条約との関係に関する外務省の意見は以下のとおりである。

ILO第88号条約は、職業安定組織について、

① 国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成されること（第2条）

② 各地理的区域について充分な数で、労使にとって便利な位置にある地区職業安定機関の網状組織（ネットワーク）から成ること（第3条）等を求めている。

仮にハローワーク業務を地方に移譲することとなれば、国の指揮監督の度合いが弱まることになるので、外務省としてはILO第88号条約との整合性に疑義が生じると考えている。

3. 仮に日本政府がILO第88号条約との整合性に疑義を生じさせたままハローワーク業務の地方移譲を進めれば、労使がこれを不満に思った場合、ILOに対して条約違反である旨の申立てを行うなどの可能性がある。実際に申立て等がなされ、その結果例えば、ILO条約勧告適用専門家委員会での審議・報告の手続に付され、ILO総会での個別審査を受けることもある。その際には日本政府として充分な抗弁ができるとの認識を有していない。

4. ハローワーク業務を引き続き国家の責任において行うべきなのか地方において行うべきなのかが検討された上で、地方への移譲が我が国の政策として適当との結論に至るのであれば、ILO第88号条約との整合性が問題となり得、その政策がILO第88号条約に背馳する場合には、外務省としては同条約の廃棄も検討する必要があると考えている。したがって、地方分権改革推進委員会が、地方への移譲を提言するのであれば、ILO第88号条約の廃棄も検討すべき旨を併せて提言すべきであると考える。

5. なお、外務省としては、同条約を廃棄する必要があるのであれば、ILO第88号条約の廃棄は10年に一度と定められており、次に廃棄が可能となるのは、6年後、すなわち平成26年10月20日から1年の間となっている点に、留意いただきたいと考える。

労働基準行政に関する基本的な考え方

労働基準行政について

労働基準法、労働安全衛生法を始めとする、労働者を保護するための刑罰法規の履行確保、労災保険業務など労働基準監督署の業務については、現在、国が一元的に実施。

地域主権改革に係る留意点

1 労働基準監督(労働者を保護する法規の履行確保)

- 労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、地域の状況等によらず全国統一に行われる必要があることから、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要(※)がある。
 - i 刑罰法規、立入権限等の行政権限行使の全国統一の運用
 - ・ 全国統一に労働者保護を図るため、行政権限行使に当たり、全国統一な指揮命令・中央監察による水準統一が必要であり、地方の実情に応じ、「曲げて」運用することは不適當。これは企業活動の公正な競争を確保するためにも必要。
 - ・ ILO条約・勧告においても、労働監督は、中央機関の監督及び管理下に置くことが前提。
 - ii 機動的な監督指導
 - ・ ①全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処(石綿)、②全国展開する企業の労務管理を全社的に是正(名ばかり管理職)等、全国的な問題事案が発生した際に、全国一律、一斉の対応を指示することができない。
 - iii 専門知識を有する職員による実施体制の確保(労働基準監督署・労働基準監督官)
 - ・ 国では、労働基準監督官試験に合格した者が、全国異動しつつ、一貫して労働基準行政に従事し、研修を受ける。都道府県単位では、特に小規模県の場合、少人数となり、人事異動、キャリア形成に制約。

※ 履行確保の業務は、事前に具体的・網羅的に基準を設定して処理できるものではなく、通達等による定期・随時の指示が必要。地方移管すれば、国の関与は技術的助言等に限られ、基準の解釈・運用が地方自治体に委ねられ、全国統一性の担保は不可能。

2 労災保険制度の認定・給付・保険料徴収

- 労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(違反に罰則)を基盤とする制度として、全国統一的な、公平、公正な実施が必要。
国管掌の保険制度として、適用、徴収、給付のすべてを、適正かつ効率的に運営する必要。
 - i 保険集団の最大化によるリスク分散
 - ・ 労災保険は、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図るため、国が全国的に運営することが最も効率的。
 - ii 保険制度の企画責任、運営責任、財政責任の所在の一致
 - ・ 企画責任、財政責任(国が徴収する全額使用者負担の保険料＋一般会計からの補助)と運営責任の所在の分離は、不適切。
特に、保険者でなく財政負担もない地方自治体が認定等の事務のみを行うことは、給付費の増加及び保険料の上昇を招くおそれ。
 - iii 予め認定基準の設定が困難なものも含めて給付の公平性の確保
 - ・ 労働基準法に基づく災害補償責任の有無についての判断を、全国統一的に公平性をもって行うことが必要。
 - ・ 知見の集積が十分でないこと等から「認定基準」を設定しきれない疾病等もあり、担当職員の研修など専門性を持続的に高めることが必要。
 - iiii 監督・安全衛生行政(保険事故たる労働災害の防止)との一体的実施
 - ・ 監督・安全衛生行政と一体的に行うことにより、適正効率的な認定を行うとともに、再発防止策を併せて行うことが必要。

都道府県警察に対する国の関与

警察職員

都道府県警察の職員は、次の2種類。

○ 警視正（警察本部の部長・主要課長、大規模署の署長相当）

以上は、国家公務員であり、国家公安委員会が任免する。

○ 警視正未満は地方公務員であり、定員は条例で定めることとされているが、

・ 定員、階級別定員は、政令で定める基準に従わなければならない。

・ （国家公務員である）警察本部長が任免する。

国による指揮監督等

○ 指揮監督

・ 警察庁長官が、都道府県警察を指揮監督。

・ 各都道府県警察においては、（国家公務員である）幹部が部下を指揮監督。

○ 監察

国の管区警察局（東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州）が、

・ 府県警察に対する監察

・ 府県警察の事務の調整、支援

等を実施。

雇用均等行政について

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等に基づく労働者、事業主等に対する指導・紛争解決援助等の雇用均等室の業務については、現在、国が一元的に実施。

地域主権改革に係る留意点

男女雇用機会均等法等に基づく指導・援助業務など雇用均等室の業務については、労働基準行政と同様に、国が定めた基準で全国一斉・統一的に行う必要(※)。

※ 履行確保の業務は、事前に具体的・網羅的に基準を設定して処理できるものではなく、通達等による定期・随時の指示が必要。地方移管すれば、国の関与は技術的助言等に限られ、基準の解釈・運用が地方自治体に委ねられ、全国統一性の担保は不可能。

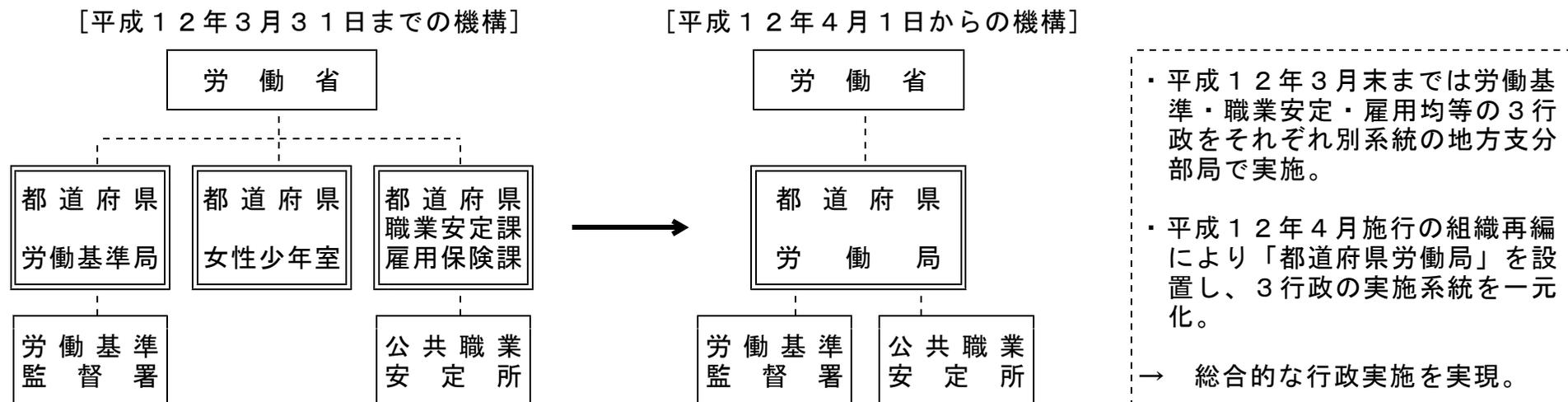
1. 労働者の権利の確保

雇用均等行政において所管している男女雇用機会均等法をはじめとする各種法律は、そのほとんどが労働者の基本的な権利を定めるものであり、地域によってその権利の確保に当たり差があってはならず、全国的に労働者を保護する必要があることから、ナショナルミニマムの維持・達成の観点から国が全国的な指揮命令により実施すべきものである。これは、企業活動の公正な競争を確保するためにも必要である。

2. 全国的な観点からの事業主指導

事業主に対する指導において、都道府県間での事案の移送や、複数の都道府県雇用均等室の管轄にまたがる全国展開している企業や業界等において違法な雇用管理の傾向が把握された場合、全国的な問題事案に一斉に対応する必要があることから、その指導に当たり、報告徴収等のポイントの共有、報告徴収時期の効果的設定等を行うケースもあり、全国的な視点から、各雇用均等室間の密接な連携による効果的、効率的かつ統一性のある強力な指導が必要である。

労働基準・職業安定・雇用均等行政の一体化



3行政の一体化によって、現在、次のようなことが可能になっており、これを再び分離することは労働者保護に反する。

- ・ 企業倒産、雇用調整等に際し、情報収集、不適切な解雇や雇止めの予防のための啓発指導、賃金不払や解雇手続に関する法違反の是正、離職を余儀なくされた場合の失業給付や再就職支援等について総合的かつ機動的に対応。
- ・ 労働者派遣契約の中途解除、製造業務等における偽装請負その他労働者派遣法違反の事業主に対する指導監督を労働基準行政と職業安定行政が連携して行い、共同監督などを実施。
- ・ 公共職業安定所が事業所に対する雇用管理指導等を実施する中で、労働保険未加入等の疑いがある事案、偽装請負の疑いのある事案等を把握した場合は、事案に応じ労働局等に情報提供。
- ・ 労働局に「総合労働相談コーナー」を設け、あらゆる労働相談をワンストップ的に受け付け、内容に応じて労働局自ら、あるいは労働基準監督署、公共職業安定所、雇用均等室という専門組織で解決。また、問題が混在する事案も円滑に処理。